

令和6年1月16日

入学料減免（徴収猶予）申請者

授業料減免申請者 各 位

北海道大学総長

令和5年度後期入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免の 判定結果について（通知）

このことについて、入学料減免者（徴収猶予者）及び授業料減免者を決定しましたので、お知らせします。

については、下記により**必ず「決定通知書」を受領**してください。

また、**入学料、授業料が全額減免とならなかった者及び入学料徴収猶予申請者は、別紙のとおり入学料、授業料を納付**してください。

記

【決定通知書交付窓口】

○1年次（総合教育部）及び水産学部2年次

学務部学生支援課奨学支援担当〔高等教育推進機構4番B窓口〕

○学部2年次以上及び大学院生

所属学部・学院等の入学料減免（徴収猶予）及び授業料減免担当窓口

※所属学部・学院等により、郵送又はメールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。

1. 入学料（徴収猶予者を含む）

（1）納付方法

- ①所属学部・学院等の入学料担当から「専用の振込用紙」及び「入学料受付証明書はり付け台紙」を受け取る。
- ②納付期限内に最寄りの金融機関で入学料を振り込み、受付局日附印が押された「入学料受付証明書」を受け取る。
- ③「入学料受付証明書」を「入学料受付証明書はり付け台紙」に貼り付けて、入学料担当に提出する。

（2）納付期限 **※納付期限内に入学料を納付しない場合は「除籍」となります。**

- 入学料が全額減免とならなかった者

令和6年1月29日（月）

- 入学料徴収猶予許可者

令和6年2月29日（木）

（3）納付金額

減免不許可者又は 徴収猶予申請者	1 / 3 減免者	半額減免者	2 / 3 減免者
282,000 円	188,000 円	141,000 円	94,000 円

（4）減免不許可者又は半額減免者の徴収猶予申請

- ①**本学の独自制度に係る入学料減免申請者**のうち、減免不許可者又は半額減免者については、判定結果の告知日から14日以内に徴収猶予を申請することができます。
- ②申請後、徴収猶予が許可された場合は、**令和6年2月29日（木）**まで入学料の納付が猶予されます。徴収猶予が不許可となった場合は、**令和6年2月22日（木）**までに入学料を納付する必要があります。
- ③徴収猶予の希望者は、所属学部・学院等の入学料減免担当窓口に出してください。

2. 授業料

(1) 納付期限

○口座振替（引落）による納付【令和5年12月27日登録者まで】

引落日 **令和6年1月29日（月）**

○振込依頼書（金融機関での振込）による納付

振込期限 **令和6年1月31日（水）**

※振込依頼書は「授業料納入のお知らせ」に同封されています。

(2) 納付金額（長期履修学生を除く）

区分	不許可者	1/4 減免者	1/3 減免者	半額減免者	2/3 減免者
法科大学 院以外	267,900 円	200,925 円	178,600 円	133,950 円	89,300 円
法科大学 院	402,000 円	301,500 円	—	201,000 円	—